

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、金融機関を取り巻く経営環境の変化に備えるため、内部留保に意を用いるとともに、当期の収益状況等を勘案して、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 1. 期末配当に関する事項

1

配当財産の種類  
金 銭

2

株主に対する配当財産の割当てに関する  
事項及びその総額

当行普通株式1株につき金7円50銭  
総額5,983,199,468円

なお、昨年12月に中間配当金として7円50銭  
をお支払いいたしましたので、年間にお支払  
いする配当金は1株につき15円となり、前期  
と比較して1円の増配となります。

3

剰余金の配当が効力を生じる日

平成29年6月29日

#### 2. その他の剰余金の処分に関する事項

1

増加する剰余金の項目及びその額  
別途積立金  
35,000,000,000円

2

減少する剰余金の項目及びその額  
繰越利益剰余金  
35,000,000,000円

## 第2号議案 取締役7名選任の件

取締役佐久間英利、飯嶋大三、池田知行、矢崎豊國、田島優子、高山靖子の6名は本総会終結の時をもって任期が満了し、取締役大和久雅弘、水嶋和彦の2名は本総会終結の時をもって辞任されますので、この際取締役7名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当行における地位
1	さくま ひでとし 佐久間 英利	再任 取締役頭取（代表取締役）
2	いじま だいぞう 飯嶋 大三	再任 取締役常務執行役員
3	いけ だ とも ゆき 池田 知行	再任 取締役常務執行役員
4	よね もと つとむ 米本 努	新任 執行役員
5	よこ た とも ゆき 横田 尤孝	新任 社外役員
6	た し ま ゆう こ 田島 優子	再任 社外役員 取締役（社外取締役）
7	たか やま やす こ 高山 靖子	再任 社外役員 取締役（社外取締役）

候補者  
番号

1

さくま ひでとし  
佐久間 英利

昭和27年10月1日生

再任

略歴、当行における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

所有する当行の株式の数

昭和51年4月 当行入行  
平成15年6月 同取締役 経営企画部長  
平成18年6月 同取締役常務執行役員 本店営業部長  
平成19年6月 同取締役常務執行役員 市場営業部・市場業務部担当  
平成21年3月 同取締役頭取（現任）

49,212株

取締役候補者とした理由

平成15年6月より取締役に就任、平成21年3月より取締役頭取を務め、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行する知識・経験を有しており、当行の取締役としての役割を適切に果たしておりますので取締役候補者いたしました。

候補者  
番号

2

いじま だいぞう  
飯嶋 大三

昭和36年1月28日生

再任

略歴、当行における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

所有する当行の株式の数

昭和59年4月 当行入行  
平成23年6月 同経営企画部 全国地方銀行協会担当部長  
平成25年6月 同執行役員 本店営業部長  
平成26年6月 同執行役員 人材育成部長  
平成27年6月 同取締役常務執行役員 市場営業部・市場業務部担当（現任）

14,000株

取締役候補者とした理由

県庁支店長、本店営業部長、人材育成部長等を歴任したほか、平成27年6月より取締役を務め、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行する知識・経験を有しており、当行の取締役としての役割を適切に果たしておりますので取締役候補者いたしました。

候補者  
番号

3

いけだ  
池田 知行

昭和35年5月4日生

再任

## 略歴、当行における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

## 所有する当行の株式の数

昭和59年4月 当行入行  
 平成23年6月 同経営企画部長兼CSR推進室副室長  
 平成24年6月 同執行役員 経営企画部長  
 平成25年6月 同執行役員 茂原支店長  
 平成26年6月 ちばぎんアセットマネジメント株式会社取締役社長  
 平成27年6月 当行取締役常務執行役員 リスク管理部・コンプライアンス部担当(現任)

30,528株

## 取締役候補者とした理由

稲毛東口支店長、市場営業部長、経営企画部長、茂原支店長等を歴任し、グループ子会社のちばぎんアセットマネジメント株式会社の取締役社長を務めたほか、平成27年6月より取締役を務め、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行する知識・経験を有しており、当行の取締役としての役割を適切に果たしておりますので取締役候補者いたしました。

候補者  
番号

4

よねもと  
米本 努

昭和39年7月9日生

新任

## 略歴、当行における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

## 所有する当行の株式の数

昭和62年4月 当行入行  
 平成22年6月 同香港支店長  
 平成24年6月 同秋葉原支店長  
 平成26年6月 同経営企画部長  
 平成28年6月 同執行役員 営業支援部長(現任)

9,209株

## 取締役候補者とした理由

香港支店長、秋葉原支店長、経営企画部長、営業支援部長等を歴任し、銀行の経営管理を的確、公正かつ効率的に遂行する知識・経験を有していることから取締役候補者いたしました。

候補者  
番号

5

よこた  
ともゆき  
横田 尤孝

昭和19年10月2日生

新任 社外役員

略歴、当行における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

所有する当行の株式の数

昭和47年4月 東京地方検察庁検事  
平成14年1月 法務省保護局長  
平成15年4月 同矯正局長  
平成17年8月 広島高等検察庁検事長  
平成18年6月 最高検察庁次長検事  
平成20年1月 第一東京弁護士会弁護士登録 長島・大野・常松法律事務所顧問  
平成22年1月 最高裁判所判事  
平成27年3月 第一東京弁護士会弁護士再登録  
長島・大野・常松法律事務所顧問（現任）  
平成28年6月 日本原燃株式会社 社外取締役（現任）

0株

社外取締役候補者とした理由

横田尤孝氏は、最高裁判所判事、長島・大野・常松法律事務所顧問等を歴任し、判事及び弁護士としての高い専門性を備えており、その知識と経験を当行の経営に活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の一層の強化をつうじて、当行の中長期的な企業価値向上が図れるものと判断しております。

なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断し、社外取締役候補者とするものであります。

候補者  
番号

6

たしま ゆうこ  
田島 優子

昭和27年7月26日生

再任 社外役員

略歴、当行における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

所有する当行の株式の数

昭和54年4月 東京地方検察庁検事  
平成4年4月 東京弁護士会弁護士登録 さわやか法律事務所 弁護士（現任）  
平成18年7月 明治安田生命保険相互会社 社外取締役  
平成27年6月 当行社外取締役（現任）  
平成27年10月 株式会社九州フィナンシャルグループ社外監査役（現任）  
平成28年6月 東京海上日動あんしん生命保険株式会社社外監査役（現任）

0株

社外取締役候補者とした理由

田島優子氏は、弁護士としての高い専門性を備え、他の事業会社での社外役員のほか、金融庁金融審議会委員等の公職を歴任しており、その知識と経験を当行の経営に活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の一層の強化をつうじて、当行の中長期的な企業価値の向上が図れるものと判断しております。

なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断し、社外取締役候補者とするものであります。

同氏の当行社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。

候補者  
番号

7

たかやま やすこ  
高山 靖子

昭和33年3月8日生

再任 社外役員

#### 略歴、当行における地位及び担当並びに重要な兼職の状況

#### 所有する当行の株式の数

昭和55年4月 株式会社資生堂入社  
平成18年4月 同お客さまセンター所長  
平成20年10月 同コンシューマーリレーション部長  
平成21年4月 同お客さま・社会リレーション部長  
平成22年4月 同CSR部長  
平成23年6月 同常勤監査役  
平成27年6月 同顧問（現任）  
平成27年6月 当行社外取締役（現任）  
平成27年6月 日本曹達株式会社 社外取締役（現任）  
平成28年6月 三菱商事株式会社 社外監査役（現任）

0株

#### 社外取締役候補者とした理由

高山靖子氏は、株式会社資生堂のお客さまサービス部門やCSR部門の責任者及び常勤監査役を歴任したほか、他の事業会社での社外役員の経験を有しており、その知識と経験を当行の経営に活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の一層の強化をつうじて、当行の中長期的な企業価値の向上が図れるものと判断し、社外取締役候補者とするものであります。

同氏の当行社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。

- (注) 1. 取締役候補者と当行との間に特別の利害関係はありません。
2. 横田尤孝氏、田島優子氏、高山靖子氏は、社外取締役候補者であります。
3. 社外取締役候補者3名は、当行が定める「独立性判断基準」を満たしております。また、田島優子氏、高山靖子氏は東京証券取引所の規定に基づく独立役員であります。横田尤孝氏は、同取引所の規定する独立役員の要件を満たし、一般株主と利益相反の生じるおそれがないことから、新たに独立役員となる予定であります。
4. 当行は、社外取締役候補者のうち、田島優子氏、高山靖子氏との間で会社法第427条第1項に定める責任限定契約を締結しております。横田尤孝氏につきましても、選任が承認された場合、責任限定契約を締結する予定であります。なお、その契約内容の概要は次のとおりであります。
- ・社外取締役が任務を怠ったことによって損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
  - ・上記の責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

## 第3号議案 監査役2名選任の件

監査役山添和雄、福田一雄は本総会終結の時をもって任期が満了となりますので、監査役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者  
番号

1

さかもと

坂本

ともひこ

友彦

昭和31年3月17日生

新任 社外役員

### 略歴、当行における地位並びに重要な兼職の状況

昭和55年4月 日本銀行入行  
平成14年4月 同岡山支店長  
平成16年8月 同考査局参事役  
平成17年7月 同金融機構局参事役  
平成18年7月 同検査室検査役  
平成21年4月 同文書局長  
平成24年6月 同行退職  
平成24年6月 株式会社整理回収機構 専務取締役（現任）

### 所有する当行の株式の数

0株

### 社外監査役候補者とした理由

坂本友彦氏は、日本銀行の支店長、文書局長等の職務経験をつうじて培った高度な専門性と金融全般における幅広い見識を有しており、その知識と経験を当行の経営に活かすことにより、監査機能の一層の強化が図れるものと判断し、社外監査役候補者とするものであります。



候補者  
番号

2

いしはら かずひこ  
石原 一彦

昭和31年7月9日生

新任 社外役員

#### 略歴、当行における地位並びに重要な兼職の状況

#### 所有する当行の株式の数

昭和56年4月 大蔵省入省  
平成12年7月 徳島県企画総務部長  
平成14年8月 主計局主計官（国土交通、環境係担当）  
平成15年7月 主計局主計官（文部科学係担当）  
平成17年7月 大臣官房信用機構課長  
平成18年7月 関税局関税課長  
平成19年7月 関税局総務課長  
平成20年7月 輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社執行役員  
平成21年7月 内閣府地方分権改革推進委員会事務局次長  
平成23年7月 大臣官房参事官（大臣官房担当）  
平成24年3月 大臣官房政策評価審議官  
平成24年8月 大臣官房審議官（関税局担当）  
平成25年7月 内閣府沖縄振興局長  
平成27年7月 内閣府審議官  
平成28年6月 退職  
平成28年10月 三井住友海上火災保険株式会社顧問（現任）

0株

#### 社外監査役候補者とした理由

石原一彦氏は、財務省大臣官房審議官、内閣府沖縄振興局長等の職務経験をつうじて培った高度な専門性と行政全般における幅広い見識を有しており、その知識と経験を当行の経営に活かすことにより、監査機能の一層の強化が図れるものと判断し、社外監査役候補者とするものであります。

- (注) 1. 監査役候補者と当行との間に特別の利害関係はありません。  
2. 坂本友彦氏、石原一彦氏は、社外監査役候補者であります。  
3. 両氏は、当行が定める「独立性判断基準」を満たしております。また、東京証券取引所の規定に基づく独立役員の要件を満たし、一般株主と利益相反の生じるおそれがないことから、新たに独立役員となる予定であります。  
4. 当行は、社外監査役候補者である坂本友彦氏、石原一彦氏の選任が承認された場合、両氏と責任限定契約を締結する予定であります。なお、その契約内容の概要は次のとおりであります。  
・社外監査役が任務を怠ったことによって損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。  
・上記の責任限定が認められるのは、当該社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

以上

<ご参考> 当行の「独立性判断基準」

当行における社外取締役または社外監査役候補者は、原則として、現在または最近<sup>(注1)</sup>において次のいずれの要件にも該当しない者とする。

- ① 当行を主要な取引先<sup>(注2)</sup>とする者またはその者が法人等である場合はその業務執行者
- ② 当行の主要な取引先<sup>(注3)</sup>またはその者が法人等である場合はその業務執行者
- ③ 当行から役員報酬以外に過去3年平均で年間1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家等
- ④ 当行を主要な取引先<sup>(注2)</sup>とするコンサルティング会社、会計事務所、法律事務所等の社員等
- ⑤ 当行から過去3年平均で年間1,000万円以上の寄付等を受ける者またはその者が法人等である場合にはその業務執行者
- ⑥ 当行の主要株主<sup>(注4)</sup>またはその者が法人等である場合にはその業務執行者
- ⑦ 次に掲げる者（重要<sup>(注5)</sup>でない者を除く）の近親者<sup>(注6)</sup>
  - A. 上記①～⑥に該当する者
  - B. 当行及びその子会社の取締役、監査役、執行役員及び重要な使用人等

(注1) 実質的に現在と同視できるような場合をいい、例えば、当該社外取締役または社外監査役として選任する株主総会の議案の内容が決定された時点において該当していた場合等を含む。

(注2) 当行より、当該取引先の直近事業年度の連結売上高の1%以上の支払いのある先

(注3) 当行に対し、当行の直近事業年度の連結業務粗利益の1%以上の支払いのある先

(注4) 総議決権の10%以上を保有する株主

(注5) 会社の役員・部長クラスの者や会計事務所や法律事務所等に所属する者については公認会計士や弁護士

(注6) 二親等内の親族